

# 一橋大学基金「東日本大震災 〈平成24年度入学者〉奨学金」の 創設について

●対象： 東日本大震災にかかる災害救助法適用地域を擁する県（岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県）において、主たる家計支持者が被災し、その影響で家計が急変し、入学時点においても修学の継続が困難となっている者

## ●被災状況

- ①主たる家計支持者が死亡又は行方不明となっている者
- ②居住している家屋の全半壊及び流失等により罹災証明書が提出できる者
- ③福島第一原子力発電所で発生した事故により強制的に避難を命じられていることを証明できる者

●給付額： 1人当たり月額50,000円を限度とする。（標準修業年限まで支給）

●手続き： 申請書、罹災証明書、その他必要書類を**4月13日（金）（予定）**までに学生支援課に提出（後日、申請書等をHPからダウンロード可能とします）

●提出書類に基づき、選考します。

【問い合わせ先】 学生支援課経済主担当 042-580-8139